

安保法制成立後10年を迎え改めて同法制が違憲であることを確認し 同法制の廃止を求める会長声明

1 憲法の下で集団的自衛権は認められないこと

- (1) 2015年9月19日、平和安全法制整備法及び国際平和支援法(以下、併せて「安保法制」という。)が成立して10年が経過した。安保法制は、集団的自衛権の行使を容認する。

「集団的自衛権」とは、自国が直接攻撃されていないなくても、自国と密接な関係にある国が攻撃された場合、その国を助け攻撃した相手に反撃できる権利である。

- (2) しかしながら、日本国憲法の下では集団的自衛権の行使は認められない。

日本国憲法は、先の戦争により内外に多くの犠牲者を出した反省に立ち、前文及び第9条で徹底した恒久平和主義を定めているのであって、集団的自衛権の行使はこれに反するものと言わざるを得ない。

- (3) 実際、歴代日本政府も、個別的自衛権の行使はともかく集団的自衛権の行使は憲法上許されないとの説明を続けてきた。小泉純一郎内閣総理大臣(当時)も、2003年7月の参議院外交防衛委員会において、「集団的自衛権を認めるのならば、憲法は改正した方がいい。憲法改正をしないで集団的自衛権、これまで積み重ねてきた政府解釈を変えるということは、小泉内閣ではするつもりはない。」と明快に答弁しているところである。

2 安保法制成立による集団的自衛権の行使の容認

しかるに、2014年7月1日、第二次安倍晋三内閣は、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を行った。

かかる閣議決定に対しては、国民の多数が憲法違反であると批判したほか、当会も2014年2月28日「憲法解釈の変更による集団的自衛権の容認及び国家安全保障基本法案の国会提出に反対し立法府および行政府に対して憲法を尊重し擁護することを求める会長声明」及び同年7月2日「憲法解釈の変更により集団的自衛権行使を容認する閣議決定に関する会長談話」を発したところである。

それにもかかわらず、上記閣議決定を受け、安保法制が成立した。法案審議に際しては、多くの市民がこれに反対し、国会前集会などの反対運動が行われたほか、多数の憲法学者や最高裁判事経験者も反対する意思を示し、日本弁護士連合会及び全国52すべての弁護士単位会もこぞって反対声明を発した。

これに関し、当会は、法案が強行採決により可決されたことに対して「安全保障法案の衆議院での強行採決に抗議する会長声明」(2015年7月16日付)および「平和安全法制2法案に対する千葉県弁護士会会長声明」(同年9月19日付)をそれぞれ発している。

3 安保法制の違憲性

(1) 安保法制は、違憲であり廃止されるべきである。

安保法制が認める集団的自衛権の行使が明確に憲法に反する以上、これを許容するためには憲法改正手続が必要であることは論を待たず、単なる閣議決定や法律の成立・施行で導くことは、憲法9条に反するだけでなく国家権力は憲法に制限されるという立憲主義にも反する。

(2) 安保法制の成立後、日本政府は防衛力強化による安全保障体制の構築を急加速させている。2022年12月16日には、いわゆる安保三文書(国家安全保障戦略、国家防衛戦略及び防衛力整備計画)を閣議決定し、先制攻撃と紙一重の敵基地攻撃能力の保有や防衛費の増加を明記した。2023年12月22日には、防衛装備移転三原則を改正し、武器輸出の範囲を大幅に拡大した。さらに南西諸島には自衛隊の長距離ミサイル配備が急ピッチで進められてもいる。

世界に目を転じれば、集団的自衛権の名の下で国家による無限定な武力行使が正当化され、これにより多くの罪なき人々が殺戮されているという現実がある。集団的自衛権の行使を容認することは、人間の生命と尊厳を蹂躪する歯止めのない武力行使に繋がることが明らかである。

日本国憲法が掲げる恒久平和主義に鑑みれば、集団的自衛権の行使を容認する安保法制は直ちに廃止し、武力による威嚇や武力の行使によらない平和的な手段により国際紛争を解決していくことこそが求められている。

(3) 第2次世界大戦の終了から80年が過ぎた今、再び戦争による惨禍をもたらすことのないよう、当会は、改めて安保法制が違憲であることを確認し、その廃止を求める。

2025年12月16日

千葉県弁護士会

会長 金城 未来彦

